

○倉敷市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱

昭和63年6月24日

告示第178号

改正 平成3年12月25日告示第367号

平成5年3月29日告示第126号

平成8年3月15日告示第60号

平成8年8月21日告示第236号

平成13年3月30日告示第192号

平成15年5月1日告示第328号

平成17年7月29日告示第530号

平成18年3月31日告示第226号

平成18年7月13日告示第494号

平成19年6月14日告示第354号

平成20年3月18日告示第127号

平成20年6月20日告示第395号

平成21年4月1日告示第198号

平成22年3月31日告示第202号

平成22年12月13日告示第652号

平成25年2月25日告示第120号

平成29年3月3日告示第133号

平成30年1月19日告示第36号

平成31年2月1日告示第52号

令和2年2月12日告示第54号

令和2年7月6日告示第481号

令和3年2月17日告示第83号

令和5年3月24日告示第132号

令和7年3月31日告示第174号

令和7年5月26日告示第346号

(目的)

第1条 この要綱は、合併処理浄化槽の設置に対し、補助金を交付するため、倉敷市補助金等交付規則（昭和43年倉敷市規則第30号）に定めるもののほか必要な事項を定め、もつて生活排水によつて生じる公共用水域の水質汚濁を防止し、市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

（用語の定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1） 合併処理浄化槽 し尿及び生活雑排水を併せて処理する浄化槽（浄化槽法（昭和58年法律第43号）第2条第1号に規定する浄化槽で、同法第4条第2項に規定する構造基準に適合するものをいう。）であつて、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90パーセント以上かつ放流水のBODが1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下の機能を有するものをいう。ただし、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針について」（平成4年10月30日付け衛浄第34号厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課浄化槽対策室長通知）が適用される合併処理浄化槽にあつては、同指針に適合するものをいう。

（2） 専用住宅 主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する建物をいう。

（3） 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。

（4） くみ取便槽 し尿を貯留し、定期的にくみ取つて処分する方式の便槽（泡及び少量の水を使用する簡易水洗便所で定期的にくみ取りをする方式の便槽を含む。）をいう。

（5） 特定既存単独処理浄化槽 浄化槽法附則第11条第1項に規定する特定既存単独処理浄化槽をいう。

（6） 単独処理浄化槽の撤去 単独処理浄化槽を全て掘り起こして適法に処分することをいう。

（7） くみ取便槽の撤去 くみ取便槽を全て掘り起こして適法に処分することをいう。

（補助対象地域）

第3条 補助金の交付の対象となる地域（以下「対象地域」という。）は、本市の区域のうち次に掲げる区域とする。ただし、次項に規定する区域を除くものとする。

（1） 下水道事業計画区域（下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項又は第2

5 条の 1 1 第 1 項の規定に基づき策定された事業計画に定められた予定処理区域をいう。

以下同じ。) 外の区域

(2) 下水道事業計画区域において下水道の整備が当分の間見込まれない次のア又はイのいずれかに該当する地域内の区域

ア 湖沼水質保全特別措置法（昭和 5 9 年法律第 6 1 号）第 3 条第 2 項に規定する指定地域

イ 水質汚濁防止法（昭和 4 5 年法律第 1 3 8 号）第 1 4 条の 8 第 1 項に規定する生活排水対策重点地域

2 前項ただし書により除く区域は、次に掲げる区域とする。

(1) 農業集落排水処理施設による処理区域

(2) 終末処理施設を設置している 2 1 区画以上の住宅団地

(補助対象者)

第 4 条 市長は、補助事業（対象地域内において、専用住宅に合併処理浄化槽を設置することをいう。以下同じ。）を行おうとする個人に対して、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては補助金を交付しない。

(1) 建築基準法（昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号）第 6 条第 1 項又は第 6 条の 2 第 1 項に基づく確認又は浄化槽法第 5 条第 1 項に基づく設置の届出の審査を受けずに、合併処理浄化槽を設置する者

(2) 第 7 条第 1 項の規定による補助金交付決定通知のあつた日の属する年度（第 1 0 条において「当該年度」という。）の 3 月 1 0 日までに、合併処理浄化槽を設置することができない者

(3) 賃貸又は販売、展示等を目的とする専用住宅に合併処理浄化槽を設置する者

(4) 既存の合併処理浄化槽（災害により被災した専用住宅に係るものを除く。）を廃して、新たに合併処理浄化槽を設置する者

(5) 合併処理浄化槽を設置した専用住宅（災害により被災した専用住宅及び賃貸を目的とする専用住宅を除く。）に居住している者

(6) 市税を滞納している者

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める者

(補助限度額)

第5条 補助額は、合併処理浄化槽の設置に要する費用に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を除き、1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額）とし、次の表の左欄に掲げる浄化槽の種類及び中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

浄化槽の種類	人槽区分	補助限度額
高度処理型の合併処理浄化槽	5人槽	360,000円
	6人槽及び7人槽	462,000円
	8人槽から50人槽まで	585,000円
その他の合併処理浄化槽	5人槽	332,000円
	6人槽及び7人槽	414,000円
	8人槽から50人槽まで	548,000円

備考 この表において、高度処理型の合併処理浄化槽とは、次のいずれかの処理機能を有するものをいう。

(1) 放流水の総窒素濃度が1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下又は総リン濃度が1リットルにつき1ミリグラム（日間平均値）以下の機能

(2) 放流水の総窒素濃度が1リットルにつき10ミリグラム（日間平均値）以下の機能

(3) 放流水の総窒素濃度が1リットルにつき20ミリグラム（日間平均値）以下かつ総リン濃度が1リットルにつき1ミリグラム（日間平均値）以下の機能

(4) BOD除去率97パーセント以上かつ放流水のBODが1リットルにつき5ミリグラム（日間平均値）以下の機能

2 合併処理浄化槽を設置する場合であつて、単独処理浄化槽の撤去が必要なときの補助額は、前項の規定による補助額に、当該撤去に要する費用に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を除き、1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額（当該額が12万円を超える場合は、12万円）をいう。）を加えたものとする。ただし、合併処理浄化槽の設置が補助対象とならない場合を除く。

3 合併処理浄化槽を設置する場合であつて、くみ取便槽の撤去が必要なときの補助額は、第

1 項の規定による補助額に、当該撤去に要する費用に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を除き、1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額（当該額が9万円を超える場合は、9万円）をいう。）を加えたものとする。ただし、合併処理浄化槽の設置が補助対象とならない場合及び前項に該当する場合を除く。

- 4 合併処理浄化槽を設置する場合であつて、単独処理浄化槽又はくみ取便槽からの転換に伴う合併処理浄化槽の設置工事に附帯して宅内配管工事（台所、便所等から合併処理浄化槽への流入管、ます及び合併処理浄化槽から水路等への放流管の設置に係る工事をいい、専用住宅の建替えによるものを除く。）を行うときの補助額は、当該宅内配管工事に要する費用に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を除き、1,000円未満の端数が生じたときは、当該端数を切り捨てた額（当該額が30万円を超える場合は、30万円）をいう。）を加えたものとする。ただし、合併処理浄化槽の設置が補助対象とならない場合を除く。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業に着手する前に、所定の補助金交付申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- （1） 建築確認通知書の写し又は受付が確認できる浄化槽設置届出書の写し
- （2） 設置場所の分かる図面及び排水経路図
- （3） 被災証明書（災害により被災した専用住宅に係る補助事業に限る。）
- （4） その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付の決定及び通知）

第7条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請書を審査し、補助金の交付の可否及び交付額を決定し、その旨を申請者に所定の補助金交付決定（却下）通知書により通知するものとする。

- 2 申請者は、前項の補助金交付決定（却下）通知を受ける前に補助事業に着手してはならない。

（変更承認申請）

第8条 前条第1項の規定により補助金の交付及び交付額の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の内容を変更しようとするとき又は補助事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、所定の変更承認申請書を市長に提出し、その承認を受けな

なければならない。

(指示)

第9条 市長は、合併処理浄化槽の設置等に関し、補助事業者、浄化槽工事業者又は浄化槽設備士に対して、必要な事項を指示することができる。

2 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告し、その指示を受けなければならない。

(実績報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、その完了した日から起算して14日以内又は当該年度の3月10日（閉庁日の場合は、その日後において最も近い開庁日）のいずれか早い日までに所定の実績報告書に次に掲げる書類を添付して提出しなければならない。

(1) 浄化槽保守点検者及び浄化槽清掃業者との業務委託契約書の写し（補助事業者が自ら当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う場合にあっては、自ら行うことができることを証明する書類）

(2) 浄化槽法定検査依頼書の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付額の確定)

第11条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書の審査及び合併処理浄化槽の設置検査を行い適当と認めるときは、補助金の交付額を確定し、所定の補助金交付額確定通知書により通知するものとする。

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、所定の補助金交付請求書による補助事業者の請求により、補助金を交付するものとする。

(補助金交付の取消し及び返還)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定を取り消し、又は既に補助金を交付した場合にあっては、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) その他この要綱に違反したとき。

(補助条件)

第 14 条 市長は、補助事業者に対し、合併処理浄化槽の機能及び管理状況について必要な調査を行い、又は報告を求めることができる。

2 補助事業者は、前項の規定による市長の調査又は報告の求めに協力しなければならない。

(所有者又は使用者の責務)

第 15 条 合併処理浄化槽の所有者又は使用者は、機能を常に良好な状態で保持するため、浄化槽法第 10 条に基づく保守点検及び清掃並びに同法第 7 条及び第 11 条に基づく水質に関する検査を定期的に行う等、適切な維持管理をしなければならない。

2 補助金の交付を受けて設置された合併処理浄化槽については、やむを得ない場合を除き、設置完了後 1 年以内に使用を開始しなければならない。

(財産の処分の制限)

第 16 条 補助事業者は、補助金の交付を受けて取得した合併処理浄化槽を、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、廃止し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付を受けた年度の翌年度の 4 月 1 日から起算して 10 年を経過した場合、又は市長の承認を受けた場合は、この限りでない。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、昭和 63 年 7 月 1 日から施行する。

(合併処理浄化槽を設置する専用住宅の特例)

2 第 2 条第 3 号の適用については、平成 25 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、同号中「主に居住の用に供する建物又は延べ床面積の 2 分の 1 以上を居住の用に供する建物をいう」とあるのは、「主に居住を目的とした住宅をいい、小規模な店舗その他これに類するものを併設した住宅及び 20 人槽以下の合併処理浄化槽を設置する共同住宅を含むものとする」とする。

(補助限度額の特例)

3 平成 23 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までの間における交付の決定に係る補助額

は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。

人槽区分	補助限度額
5人槽	458,000円
6人槽	523,000円
7人槽	548,000円
8人槽及び9人槽	684,000円
10人槽から50人槽まで	777,000円

- 4 平成30年4月1日から令和2年7月14日までの間、単独処理浄化槽を全て掘り起こして適法に処分し、合併処理浄化槽を設置する場合は、第5条第1項の表に規定する額に180,000円を加えた額を補助限度額とする。

(船穂町及び真備町の編入に伴う経過措置)

- 5 船穂町及び真備町の編入の日から平成18年3月31日までの間、船穂町及び真備町の区域内における附則第3項及び前項に規定する補助限度額の特例は、適用しない。

(平成30年7月豪雨災害に係る特例)

- 6 平成30年7月豪雨により被災した専用住宅（全壊、大規模半壊又は半壊に限る。）について、平成30年7月5日から平成31年3月31日までの間に合併処理浄化槽設置工事に着手した場合は、第4条第2項第2号及び第6条から第10条までの規定にかかわらず、市長が別に定める様式により、設置工事完了後に補助金の交付申請を行うことができるものとする。

- 7 前項の規定による補助金の交付申請に係る第11条の規定の適用については、同条中「前条」とあるのは「附則第6項」と、「実績報告書」とあるのは「申請書兼実績報告書」と、「設置検査」とあるのは「設置確認」と、「補助金交付額確定通知書」とあるのは「補助金交付決定兼交付額確定通知書」とする。

(特定既存単独処理浄化槽に係る特例)

- 8 令和7年4月1日から令和12年3月31日までの間における特定既存単独処理浄化槽からの転換に伴う合併処理浄化槽の設置に対する交付の決定に係る補助額は、第5条第1項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる浄化槽の種類及び中欄に掲げる人槽区分ごとに、それぞれ同表の右欄に定める額を限度とする。ただし、当該特定既存単独処理浄化槽の使用

者（その１月当たりの所得が１５万８千円以下の者に限る。）が、浄化槽法第１０条に基づく保守点検及び清掃並びに同法第１１条に基づく法定検査を申請の日が属する年度の前年度から実施し、かつ、同法に基づく倉敷市等からの特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指導等を遵守している者であつて、６５歳以上の者のみで構成される世帯（２名以下で構成される世帯に限る。）に属するものである場合に限る。

浄化槽の種類	人槽区分	補助限度額
特定既存単独処理浄化槽からの 転換に伴い設置する高度処理型 の合併処理浄化槽	５人槽	５８８，０００円
	６人槽及び７人槽	７２０，０００円
	８人槽から５０人槽まで	９３６，０００円
特定既存単独処理浄化槽からの 転換に伴い設置する高度処理型 以外の合併処理浄化槽	５人槽	５５８，０００円
	６人槽及び７人槽	６９５，０００円
	８人槽から５０人槽まで	９１６，０００円

附 則（平成３年１２月２５日告示第３６７号）

この要綱は、平成４年１月１日から施行する。

附 則（平成５年３月２９日告示第１２６号）

この要綱は、平成５年４月１日から施行する。

附 則（平成８年３月１５日告示第６０号）

この要綱は、平成８年４月１日から施行する。

附 則（平成８年８月２１日告示第２３６号）

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の倉敷市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱の規定は、平成８年４月１日から適用する。

附 則（平成１３年３月３０日告示第１９２号）

この要綱は、平成１３年４月１日から施行する。

附 則（平成１５年５月１日告示第３２８号）

（施行期日）

１ この要綱は、告示の日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱の施行前にされた申請に基づく補助金の交付に係る実績報告については、なお従前の例による。

附 則（平成１７年７月２９日告示第５３０号）

この要綱は、平成１７年８月１日から施行する。

附 則（平成１８年３月３１日告示第２２６号）

この要綱は、平成１８年４月１日から施行する。

附 則（平成１８年７月１３日告示第４９４号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の倉敷市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱の規定は、平成１８年４月１日から適用する。

附 則（平成１９年６月１４日告示第３５４号）

この要綱は、告示の日から施行し、改正後の倉敷市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱の規定は、平成１９年４月１日から適用する。

附 則（平成２０年３月１８日告示第１２７号）

この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２０年６月２０日告示第３９５号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成２１年４月１日告示第１９８号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（平成２２年３月３１日告示第２０２号）

この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。

附 則（平成２２年１２月１３日告示第６５２号）

この要綱は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２５年２月２５日告示第１２０号）

この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附 則（平成２９年３月３日告示第１３３号）

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年１月１９日告示第３６号）

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３１年２月１日告示第５２号）

この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和２年２月１２日告示第５４号）

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年７月６日告示第４８１号）

この要綱は、令和２年７月１５日から施行する。ただし、附則第４項中「平成３７年３月３１日」を「令和２年７月１４日」に改める改正規定は、告示の日から施行する。

附 則（令和３年２月１７日告示第８３号）

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２４日告示第１３２号）

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和７年３月３１日告示第１７４号）

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附 則（令和７年５月２６日告示第３４６号）

（施行日）

１ この要綱は、令和７年６月１日から施行する。

（経過措置）

２ この要綱による改正後の倉敷市合併処理浄化槽設置補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に補助金交付申請書の提出があったものについて適用し、同日前に補助金交付申請書の提出があったものについては、なお従前の例による。